

狭あい道路の拡幅に関する条例をPR

1日、狭あい道路の拡幅を推進するための条例の一部が施行されました。この条例は、首都直下地震は必ず発生するという認識のもと、区民の生命・財産を守るための重要施策と位置付けているもので、まずは区、区民、事業者、建築主及び土地の所有者が、それぞれ道路拡幅の責務を負うことや公平・中立な判断を行う第三者機関を設置することとしました。

また、平成29年1月1日には、後退用地にプランターや自動販売機などの支障物件を置くことを禁止し、違反者への除却の勧告・命令・事実の公表・代執行を含む条例を施行することになっており、本日は区役所で、パネルなどを展示しPRを行いました。

杉並区内の道路のおよそ3割が、幅員が4mに満たない狭あい道路です。この狭あい道路は、平成元年以降、狭あい道路拡幅整備条例に基づき、これまで約198km（狭あい道路の約3割）の拡幅を行いました。建築基準法で、建築物は道路に接していることが必要となっていて、その道路は4m以上であることが示されています。そうしたことから、狭あい道路に面した建築物は、新築時・改築時などに道路中心線から2mの位置まで後退させることが義務付けられています。

しかし、区内には多くの狭あい道路が残っていると同時に、後退しても後退用地にプランター・自動販売機・車両などの支障物件が置かれるケースがあり、災害や火災の発生時に道路が狭く、避難や通行の妨げになるなど大きな課題となっています。さらに、日常生活の利便性の点でも、介護車両・清掃車両が入れない現状があります。

こうした状況を打開するため、狭あい道路拡幅整備条例が改正され、本日、新たな条例として、その一部が施行されました。また、6ヶ月後には、後退用地にプランターや自動販売機、車両などの支障物件を置くことが禁止され、違反者への除却の勧告・命令・事実の公表・代執行を含む条例を施行することになっています。

今後も様々な機会を捉えてPRを行う予定にしています。

